

【B】令和8年度「競技団体海外派遣支援事業」実施要項

1 目的

ジュニア期から競技団体として組織的、計画的に育成・強化を図るとともに、国内では得ることのできない世界基準の競技体験をさせることで、「世界に対する高い意識」を醸成し、本県競技力の向上に資する。

2 補助対象競技

本協会加盟の40競技団体（ジュニアのないクレー射撃は除く）

①水泳 ②ローイング ③セーリング ④カヌー ⑤陸上 ⑥サッカー ⑦テニス ⑧ホッケー ⑨ボクシング
⑩バレーボール ⑪体操 ⑫バスケットボール ⑬レスリング ⑭ウエイトリフティング ⑮ハンドボール
⑯自転車 ⑰ソフトテニス ⑱卓球 ⑲軟式野球 ⑳相撲 ㉑馬術 ㉒フェンシング ㉓柔道 ㉔ソフトボール
㉕バドミントン ㉖弓道 ㉗ライフル ㉘剣道 ㉙ラグビー ㉚山岳・SC ㉛アーチェリー ㉜空手道 ㉝銃剣道
㉞なぎなた ㉟ボウリング ㊱ゴルフ ㊲トライアスロン ㊳スケート ㊴アイスホッケー ㊵スキー

3 補助対象事業

海外競技大会、遠征等への選手団（選手、指導者）の派遣

※選手については、原則中学生とする。

4 指定期間

令和8年4月1日から令和9年3月末まで

5 希望調査期間

令和8年3月6日（金）から令和8年3月27日（金）まで

6 補助額

事務局で精査のうえ、経費の一部を補助する。

7 補助対象経費

謝金、旅費（交通費・宿泊費）、需用費、役務費、使用料及び賃借料

8 各競技団体への補助金の交付決定及び通知について

公益財団法人福岡県スポーツ協会補助金交付要綱による。

9 留意事項

- (1) 当該競技団体が責任を持って主催し、競技力向上に資する目的であるとともに、継続的な事業であること。
- (2) 目的を十分に達成でき、治安状況等参加者の生命及び身体の安全が確保できる国（地域）であること。
- (3) 原則として、長期休業中に実施し、その際、必ず事前に保護者の同意を得ること。
- (4) 万が一の場合に備え、緊急時の連絡体制や現地の医療機関の点検等、安全確保に万全を期すこと。また、選手の健康上、日程に無理のない計画とすること。
- (5) 参加者の派遣依頼は、競技団体の長が行うこと。
- (6) 申請書等は事業実施2か月前までに提出すること。様式B-1及びB-1-①～⑤
- (7) 事業実施にあたっては、十分な補償のある海外の活動に対応したスポーツ障害保険に加入すること。
- (8) 参加者の経済的な負担を極力、軽減すること。
- (9) 実績報告書等については、事業完了後1ヶ月以内または、令和9年4月5日のいずれかの早い時期までに提出すること。様式B-2及びB-2-①～④
- (10) 領収書の原本並びに海外の活動に対応したスポーツ傷害保険証書（証書写しでも可）を提出すること。
- (11) 押印の取扱いについて

様式B-1「補助金交付申請書（交付申請書）」は、署名又は記名公印

様式B-2-③「謝金領収書」は、署名又は押印

様式B-1「補助金交付申請書（実施希望調査申請書）」、様式B-2「補助金実績報告書」は、公印不要で事務処理すること。